

平成28年第2回大山町教育委員会

招集年月日 平成28年2月24日(水) 午後2時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	林原浩子	2番	湊谷紀子	3番	金田吉人
4番	山根 浩	5番	伊澤百子		

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する
条例について

日程第 4 議案第2号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び
同協議会規約を変更する協議について

日程第 5 議案第3号 指定学校の変更について

日程第 6 議案第4号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成28年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1 月 26 日	火	嘉手納町訪問団来町(～1月29日)、歓迎式(名和公民館)
27 日	水	臨時議会、西部地区教育長連絡協議会(米子市)、嘉手納町引率者歓迎会(弓ヶ浜荘)
29 日	金	嘉手納町訪問団出発式(名和公民館)
31 日	日	大山町スポーツ少年団剣道部10周年記念式典(名和中学校武道館)
2 月 1 日	月	管理職会議
2 日	火	六長合同会議、教職員組合との話し合い
4 日	木	健康づくり推進協議会(保健福祉センターなわ)
7 日	日	大山町生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会(保健福祉センターなわ)
9 日	火	県教委への意見書に係る意見交換会(県庁)
10 日	水	教育長ヒアリング(米子市役所第2庁舎)
12 日	金	民生児童委員推薦会(保健福祉センターなわ)
13 日	土	テメキュラ派遣応募生徒面接
14 日	日	豆腐サミット(国信公民館)
15 日	月	南部町実態調査の聞き取り報告会(本庁舎)、大山町議会全員協議会
16 日	火	第2回鳥取県学校給食会理事会(鳥取市)
17 日	水	県教育委員会学事担当来庁
18 日	木	教職員評価・育成制度に係る校長面談
19 日	金	高麗地区区長会代表・高麗体育館利用団体代表来庁
20 日	土	中山人権の集い(中山生活想像館)
21 日	日	こうれいふるさと祭り(高麗コミュニティセンター)
22 日	月	県教委体育保健課来庁、日本海新聞ふるさと大賞表彰式(本庁舎)
23 日	火	教育長ヒアリング(米子市役所第2庁舎)
24 日	水	大山町議会臨時会、定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
2 月 25 日	木	人権政策確立要求実行委員会学習会(倉吉市)、大山町子ども見守り隊研修会
26 日	金	大山町要保護児童対策地域協議会(本庁舎)、町立図書館・学校図書館連絡会議
28 日	日	西部地区町村社会教育協議会(日吉津村)
29 日	月	3月管理職会議

※ 大山町議会3月定例会の日程は別紙のとおり。

議案第1号

大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例（案）を平成28年3月大山町議会議定例会に提出する。

平成28年2月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町大山農村環境改善センター条例の一部を改正する条例（案）

大山町大山農村環境改善センター条例(平成17年大山町条例第142号)の一部を次のように改める。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前	
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)	
使用料(1回当たり)				使用料(1回当たり)	
(略)				(略)	
	利用内容	量目	施設使用料 (1工程あたり)	(新設)	
農産物 加工	味噌加工	1斗	540円		
		2斗	1,080円		
		3斗	1,620円		
		4斗	2,160円		
	豆腐加工	1回 (15丁)	210円		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、
及び同協議会規約を変更する協議について

鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び次のとおり鳥取県西部町村
就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、教育委員会の議決
を求めます。

平成28年2月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成28年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約

鳥取県西部町村就学指導推進協議会規約(昭和52年10月1日施行)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県西部町村<u>就学支援協議会規約</u></p> <p>(設置) 第1条 鳥取県西部町村<u>就学支援協議会</u>(以下「協議会」という。)は、<u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査</u>に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。</p> <p>(協議会の担任する事務) 第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の<u>障がいのある幼児児童生徒に係る就学支援の審査</u>に関する事務 (2) 略</p> <p>(委員会の設置) 第15条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、<u>障がいのある幼児児童生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援</u>について調査審議する機関として、鳥取県西部町村<u>就学支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。 2 略</p>	<p>鳥取県西部町村<u>就学指導推進協議会規約</u></p> <p>(設置) 第1条 鳥取県西部町村<u>就学指導推進協議会</u>(以下「協議会」という。)は、<u>障害のある児童及び生徒(以下「障害児」という。)</u>の<u>適正な就学指導を促進するため、障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置の判定</u>に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として設置する。</p> <p>(協議会の担任する事務) 第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 関係町村の<u>障害児に係る就学指導の審査</u>に関する事務 (2) 略</p> <p>(委員会の設置) 第15条 協議会は、関係町村教育委員会の求めに応じ、<u>障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置</u>について調査審議する機関として、鳥取県西部町村<u>就学指導委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。 2 略</p>

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成28年2月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 指定学校変更の申立て 5件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第4号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成28年2月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成28年2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 6件 (詳細別紙) 認定件数 件